

平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成 30 年 3 月 2 日 (金曜日)

開 会 9 時 00 分 ～ 散 会 16 時 23 分

議事日程

開会 平成30年 3 月 2 日 (金) 午前 9 時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長施政方針演説

日程第 4 議案第 1 号 阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第 5 議案第 2 号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 3 号 阿武町税条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 4 号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 5 号 阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する
条例

日程第 9 議案第 6 号 阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第 7 号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 8 号 阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 9 号 阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 阿武町包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
- 日程第18 議案第15号 平成29年度阿武町一般会計補正予算（第 5 回）
- 日程第19 議案第16号 平成29年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）
- 日程第20 議案第17号 平成29年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）
- 日程第21 議案第18号 平成29年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 回）

- 日程第 22 議案第 19 号 平成 29 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第 4 回)
- 日程第 23 議案第 20 号 平成 29 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 3 回)
- 日程第 24 議案第 21 号 平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正
予算 (第 2 回)
- 日程第 25 議案第 22 号 平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正
予算 (第 2 回)
- 日程第 26 議案第 23 号 平成 30 年度阿武町一般会計予算
- 日程第 27 議案第 24 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業 (事業勘定) 特
別会計予算
- 日程第 28 議案第 25 号 平成 30 年度阿武町国民健康保険事業 (直診勘定) 特
別会計予算
- 日程第 29 議案第 26 号 平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第 30 議案第 27 号 平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 28 号 平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 29 号 平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 30 号 平成 30 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 34 委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8 名）

1 番	中	野	祥	太	郎
2 番	伊	藤	敬	久	
3 番	市	原		旭	
4 番	池	田	倫	拓	
5 番	小	田	高	正	
6 番	田	中	敏	雄	
7 番	清	水	教	昭	
8 番	末	若	憲	二	

欠席議員

なし

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 (総務課長事務取扱)	中	野	貴	夫
教育長	小	田	武	之
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
民生課長	梅	田		晃
住民課長	工	藤	茂	篤
経済課長	野	原		淳
施設課長	田	中	達	治
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	三	好	由	美子
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし**

事務局職員出席者

議会事務局長	藤	田	康	志
議会書記	高	橋	仁	志

開会 午前 9 時 00 分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会が本日招集されましたが、議員各位におかれましては、諸事ご多端の中ご出席いただきましてありがとうございます。

今年も早、3 月の声を聞く頃となりました。この冬を振り返ってみますと、前例にない厳しい寒さが続きました。特に福井県をはじめとする北陸地方には、今までにない豪雪となり、国道などでの立ち往生が数か所で起こりドライバーの皆さんが大変困っていらっしゃいました。そんな中、食事の面で地域の方々が炊き出しをしたり、飲食店の方が無料で食事を提供したりと、日本人の助け合いの精神が見られました。非常にうれしく思っております。

一方、阿武町内でも福賀地区においては、降り積もった雪も毎日低温が続いたため溶けずに大変困っていらっしゃいました。更には、一昨日から日本全土で春の嵐が吹きまくり被害が多く発生しています。被災された皆様にお見舞いを申し上げます。そんな寒く冷たい冬でしたが、我々日本人が大変感動したのが、韓国で行われました「ピョンチャン・オリンピック」でした。過去最高のメダル獲得であり、特に金メダルを獲得しました男子フィギュアスケートの羽生選手や女子スピードスケートの小平選手、マススタートの高木選手、チームパシュートの 4 人の選手をはじめ銀メダルや銅メダルを獲得しましたそれぞれの選手の、これまでの練習や強い精神力、チームワークの良さに敬意を表したいと思います。羽生選手には国民栄誉賞の授与が検討されていると聞かまし

た。是非授与をお願いするものであります。また、一方 25 日に行われました「東京マラソン」において、16 年ぶりに設楽選手によって日本記録が更新されました。長年更新できずにいたわけですが、大変うれしく思います。世界記録とはまだ差がありますがこれからも頑張っしてほしいと思っております。

さて、国政におきましては現在、97 兆 7, 128 億円の平成 30 年度一般会計予算が審議中であり、2 月 28 日には衆議院で可決され、参議院に送られました。これにより会期中の成立が決定になりますが、参議院においても働き方改革等しっかり議論をして欲しいと思っております。

一方、阿武町ではこの定例会において、一般会計 27 億 2, 300 万円に特別会計を加えて総額 43 億 7, 340 万 6, 000 円の平成 30 年度当初予算が上程されます。我々議会といたしましては、この予算が阿武町や阿武町民のため、どのような配分や使い方をされるのかしっかりと審議し、地方創生を達成して「小さくてもキラリと光るまち、阿武町」の継続のため各議員に慎重なる審議をお願いいたします。開会の挨拶とさせていただきます。

○議長 本日の出席議員は、8 人全員です。

ただ今より平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会を開会します。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる 12 月 6 日開催の平成 29 年第 5 回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

12 月 20 日、萩・石見空港利用促進総決起大会が益田市グラントワで開催され、

議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

1 月 2 日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新成人の門出を祝されたことは、ご高承のとおりです。

1 月 5 日、山口県知事及び山口県議会議長への新年あいさつが山口県庁で開催され、本職が出席しました。

1 月 6 日、第 13 回医療関係団体新年互礼会が山口市ホテルニュータナカで開催され、本職が出席しました。

1 月 13 日、平成 30 年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

2 月 3 日、明日の郵政事業を考える会が萩市千春楽味楽亭で開催され、本職が出席しました。

2 月 6 日、新春懇話会が町民センターで開催され、議員各位出席されたことは、ご高承のとおりです。

2 月 9 日、福賀高齢者福祉複合施設新築工事起工式が建設予定地で開催され、福賀地区議員と本職が出席しました。

2 月 16 日、平成 30 年第 1 回山口県後期高齢者医療広域連合議会定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。

2 月 17 日、平成 29 年度阿武町栄光文化賞及び阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

2 月 27 日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされました。その結果につきましてはお手元に配付の資料のとおりです。

3 月 1 日、山口県立奈古高等学校の平成 29 年度卒業証書授与式並びに継承式が挙行され、本職が出席しました。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、7 番、清水教昭君、1 番、中野祥太郎君、を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる 2 月 27 日開催の議会運営委員会において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日 3 月 2 日から 23 日までの 22 日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 3 月 23 日までの 22 日間と決定しました。

日程第 3 町長施政方針演説

○議長 日程第 3、ここで、今期定例会にあたり花田町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長(花田憲彦) 平成 30 年第 1 回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の 12 月以降、全国的に平年より気温が低い日が多く続き、大雪となった要因の一つとして、ラニーニャ現象による、偏西風の蛇行が影響したとされておりますが、この現象も終息し、ここに来て寒気も弱まり、春の息吹を感じられる、清々しい季節となって参りました。こうした中、議員各位におかれましては、公私ともにご多繁の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

本日から開会されます、本議会定例会は、平成30年度当初予算を始めとする、重要な諸案件の審議をお願いすることとなりますが、その前に先ずは、私の、施政の方針に係る、所信の一端と、主要な施策の概要について申し述べさせていただきます。

さて、政府の平成30年度の予算案につきましては、高齢化と北朝鮮情勢の緊迫化を背景に、一般会計の総額は、年金や医療費などの社会保障関係費、或いは防衛費の増大により、前年度当初比0.3%増の97兆7千128億円と6年連続で過去最大を更新しました。歳入におきましては、景気拡大を背景に、税収を8年連続で増収と見込む一方で、新規国債の発行額は、昨年度と同様の30兆円台で、8年連続の減とする一方で、歳出におきましては、安倍内閣の看板政策として掲げる「人づくり改革」と「生産性改革」への配分を優先し、保育の受け皿の拡大や地域の中核企業への集中的支援を進めるとされております。

特に、地方が安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額につきましては、356億円を増額して、過去最大の62兆1,159億円が確保されたところであります。また、交付税におきましては、景気回復による地方税収の伸びが見込まれて、6年連続の減額となったものの、地方創生関連では、地方自治体の先駆的な取り組みを支援する「地方創生推進交付金」は、3年連続で1千億円を計上。地方負担と合わせた事業ベースでは、2千億円となり、地方創生を推進する観点から「まち・ひと・しごと創生事業」についても、私も地元の国会議員の新春の集い等に案内されることがありますが、その際には必ず申し上げておりますけれども、引き続き1兆円が確保されたところであります。そして、「一億総活躍社会」関連では、「人づくり改革」の実現に向けた関連予算で、保育士と介護人材の処遇改善や、保育所の施設整備など、保育の受け皿を拡大する一方で、中小企業のものづくり支援のほか、ITや人工知能（AI）の導入や、開発支援による生産性の向上など「生産性革命」の実現に向

けても、重点的な配分がされたところであります。

このような状況の中で、私は、昨年 5 月に町長に就任して以来、「チェンジ・チャレンジ」、「打てば響く！町民の一人ひとりに寄り添うまちづくり」をモットーに、阿武町の良き伝統と歴史を継承しながら目指すべき将来像である「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町」の創出、そして、躍動し「選ばれる町をつくる」。このために、先頭に立って汗をかき、行動を起こすとともに、町民に寄り添い、意見に耳を傾け、町民目線で「打てば響く町政」を進めてきたつもりであります。

そうした中で昨年は、副町長の任命をはじめ、新たに「まちづくり推進課」を設置したほか、公約における、子育て支援策として、「福賀、宇田郷地区の高校生の町営バスの無料化措置」や、「下宿等の賃借料を支援する補助金の新設」また、「高校生までの医療費の完全無料化」、そして、保育園の保育時間の更なる延長と、土曜日午後の保育を実現するために、保育士 2 名の採用の決定、また、道路愛護に係る草刈り作業の労力の負担軽減のために、路肩や法面舗装工事の実施、更には、福賀グラウンドゴルフ場の休憩施設及びトイレ整備のほか、将来を見据えた中で「21 世紀の暮らし方研究所」、通称ラボの取り組みにおきましても、少しずつ芽が出始め、奈古地区においては、起業における新たな店舗の開業等が、民間レベルで展開されるなど、少しずつ目に見える形で、動き出して参りました。

また、第一次産業の振興策として、農地中間管理機構を活用した圃場整備や、戦略作物としてのキウイフルーツのモデル圃場の整備を積極的に推進するため、方向性を示したほかに、今年に入ってから、「打てば響く！町民に寄り添う懇談会」と称しまして、住民の皆さんと膝詰めで向き合い、行政の施策や状況を説明すると共に、住民の声を広く行政に反映するため、各自治会や近隣集落をいくつかの単位でまとめて、既に 4 回実施しておりますけども、住民の皆さんの

思いや、気持ちを直接聞くことで、これからも、いま現に、この町に生き、暮らしておられる町民の皆さんが、より住みやすく、より豊かに、より安心して暮らせる施策に意を用いて、スピード感を持って、行政の推進に当たっておるところであります。

平成30年度は、「第六次阿武町総合計画」及び「阿武町版総合戦略」において4年目となり、それぞれの計画に沿って、より具体的かつ可能な限り早期に、これを展開することが重要というふうに考えております。特に、人口定住対策は、正に喫緊の課題であり、中でも「若者定住」と、この条件となる「雇用の創出」が、阿武町の最大の課題であります。

ご案内のとおり、昭和30年に1町2村が合併し、阿武町が誕生した際には、1万789人いた人口が、現在は、3,400人を切る状況となってきました。そして、何時も申し上げますが、人口シミュレーションでは、22年後の2040年には、約1,700人にまで減少するとの推計になっております。この人口減少、高齢化の進行は、私たちの生活に大きな影響を与えてきますし、今後もこれが更に進行していくことは、避けることが出来ない現実として、しっかりと認識をしなければなりません。そして、一方で、その対策としての「若者定住」と「雇用の創出」は、一朝一夕で為し得るものではありません。子どもや若者世代、子育て世代、壮年世代、そして高齢者世代がそれぞれ、精神的にも、肉体的にも、経済的にも、より暮らしやすく、安全で安心な環境を整備することは、行政の最大の使命であります。

新年度においても、地域に寄り添う懇談会をはじめ、自治会長集会や行政説明会、各種団体・グループ等とのカジュアルトーク等を通じて、広く住民の皆さんの声を聞きながら、小さな町の利点を最大限に活かしつつ、町民と行政、町民と職員、町民と議会、これらの距離を縮め、町民の思いが直接行政に伝わって、施策として展開される仕組み、これを構築して参ります。

また、阿武町と萩市、長門市、そして益田市、1 町 3 市が、がっちりとスクラムを組んで、この北浦地域全体の底上げが出来るよう、連携しながら広域的な事業にも、積極的に取り組んで参ります。

先ほども話がありましたが、先日の冬季オリンピック平昌大会で、日本選手団は、金メダル 4、銀メダル 5、銅メダル 4 と、史上最多の 13 個のメダルを獲得しましたが、その中のスピードスケート女子団体追い抜きの決勝で、日本のパシュートチームが、オリンピック新記録で優勝しました。圧倒的な「個」の力を誇るオランダに、日本は一糸乱れぬ脚の運びや、先頭交代の「技術」を極限までに磨き、「和」のチームワークを持って挑み、そして勝ち取った金メダルであったというふうに思います。私たちも「おらが、おらが」ではなく、互いに切磋琢磨と連携を調和した中で、この北浦地域全体を盛り上げて行くことが重要であると感じておるところであります。

いずれにいたしましても、子育て支援の視点をはじめ、定住の視点、防災の視点、高齢化対策の視点、教育の視点など、様々な視点に立って、新年度におきましても、繰り返しになりますが、あらゆる施策を総動員して、チェンジ、チャレンジの精神をもって、他の自治体になら、そして、他の自治体に先駆けた施策を、一刻も早く、かつ、大胆・果敢に進めて行く所存でありますので、議員各位におかれましても、今後ともご理解、ご協力をよろしく願いを申し上げます。

それでは、平成 30 年度において取り組むこととして、主要施策の概略を申し上げます。

先ず始めに、産業対策であります。農業面では、新規事業として、奈古地区における遊休農地・耕作放棄地対策、未整備圃場田の効率的な活用、そして、町の特産品であるキウイフルーツ栽培の再興を図るための「計画・構想」、これの策定及び地形測量をはじめ、小土地改良事業の要件緩和や補助率の引き上げ、

うもれ木の郷の配管及びポンプ改修工事を行う土地改良施設維持管理適正化事業、更に、深刻な有害鳥獣の被害に対応するため、天井侵入口型の移動式猿捕獲柵を 3 基購入する一方で、継続事業においては、老朽化が著しい県営圃場整備事業福田地区における福の里の用水路や、長沢地区のパイプラインの整備等をはじめ、福賀地区の危険ため池 6 カ所、これのうち、「折掛ため池」の整備工事の実施、それから新規就農者の確保対策を強化するために、技術研修や就農後の定着まで一貫した支援の強化を図るとともに、農業法人等を受け皿として、新規就農者が定着できる仕組みづくりの支援を行うほか、慢性的な地域農業の担い手不足の解消のために、地域おこし協力隊の制度を活用して、農業に従事しながら、農業研修を行う、農業支援員を採用し、研修を通じて、農業技術や農業における知識の向上に努めるとともに、地域に定住できるように、必要な支援を行ってまいります。また、畜産においては、無角和種振興公社の施設の老朽化に伴う整備に係る工事費の補助を行います。

次に、林業においては、町有林の健全な育成、森林の多面的機能の維持、良質優良材の生産に向けて、保育事業を行うとともに、森林経営計画による地元団体との、分収林契約期間満了に伴う分収林収益の分配を行うほか、大規模林道波佐阿武線の「奈古谷橋」橋梁点検業務や、「おおもと花公園」の植栽と通路の舗装工事などを行います。

次に、水産業においては、奈古漁港の海岸施設の長寿命化を図り、更新コストの平準化及び縮減を図るために、施設を機能診断して、「長寿命化計画」を策定するほか、筒尾漁港施設の機能保全工事を実施します。

次に、商工業対策においては、新規事業として、地域産業の活性化や若者定住に向けて、新たに企業誘致推進員 3 名を任命し、プロジェクトチームによる、町人会等での企業誘致を強力に推進して、雇用の場の創出を図るとともに、起業等の初期投資等の負担軽減を図るために、経費の一部を補助する、町単独の

起業化支援事業も引き続き実施します。また、道の駅においては、老朽化に伴う防犯照明 2 本の改修工事のほか、駐車場の歩道の段差解消工事、老朽化に伴う温水プール水温調整弁の修繕などを行います。

次に、暮らしの対策につきましては、子育て支援、少子化対策として、昨年の 7 月から実施しております、福賀地区、宇田郷地区からの高校通学生に対して、町営バスの無料化と、下宿代の一部を補助する「高校生修学支援」、そして、昨年の 10 月から高校生まで拡充しております「医療費の完全無料化」、多子世帯における経済的負担の軽減を図るための、第 3 子以降の子どもの保育料の、階層に応じた、全額または半額への軽減も引き続き実施してまいります。

また、新規事業として、みどり保育園の閉園時間を、土曜日を含めて、午後 6 時 30 分までに延長するほか、これも新たな取り組みではありますが、妊婦に対する「風疹ワクチン」をはじめとする、子どもに対する「流行性耳下腺炎」通称おたふく風邪であります、「ロタウィルス」及び、「インフルエンザ」の任意予防接種代金の半額助成を開始いたします。更に、高齢者の健康な暮らしを支援するために、罹患すると重症化する危険性の高い 75 歳以上の方のインフルエンザ予防接種代、これの全額助成措置も新たに開始いたします。

また、経年劣化による「清ヶ浜清光苑」の、機械室給湯管改修工事や、損傷の激しい「ひだまりの里」のデッキ及び園庭の改修工事を行うほか、昨年度からの継続事業である福賀高齢者福祉複合施設の新築につきましては、地域密着型のサービスを提供するため、認知症対応型グループホーム 7 床、小規模多機能型居宅介護のショートステイ 5 床、生活支援ハウス 3 床及び、介護予防拠点の機能を有する施設として、11 月からの供用開始を目指して鋭意整備を進めてまいります。そのほか、障害者福祉につきましては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく各種福祉サービスとして、居宅介護、デイサービス、施設入所や児童発達支援、放課後等デイサービス等につきましても、引き続き取り組

んでまいります。また、福賀診療所につきましては、内視鏡装置が不良となっておりますので、最新式の内視鏡に更新をいたします。

次に、生活環境対策につきましては、継続・繰越事業の、「町道東方筒尾線」及び、「町道長浜西ヶ畑線」の道路改良事業の、年度内の早期完成に向けて、鋭意事業を進めてまいります。

また、新規の道路事業として、奈古地区の汐入野地線の岡田橋高架橋の、法面舗装工事をはじめ、福賀中村地区内で豪雨時の冠水の際に、迂回路として利用される「町道亀山十王堂線」については、幅員が狭く、近接の町道より高い位置にあるため、バイパス及び現道の拡幅を行うための測量設計に着手するとともに、宇田郷地区におきましては、「千歳橋」の上流の護岸の裏が陥没している箇所を改修する「町道今浦西ノ宮線」の道路改修工事、そして、興昌寺に続く「町道寺ノ下青浦線」の排水能力を高めるための、側溝整備工事を実施するほか、高齢化に伴って負担となっている、自治会による町道の草刈作業の、労力負担軽減事業につきましても、緊急性の高い箇所を選定しながら、新年度におきましても引き続きいて、町道の路肩及び法面の舗装工事を実施してまいります。

そのほか、除雪車両の「中型ドーザー」の新規購入をはじめ、町道のトンネルの点検診断、長寿命化計画の新規策定のほか、引き続きいて橋梁点検業務につきましては、75橋、これの長寿命化計画の策定に取り組んでまいります。

また、河川事業につきましては、国道191号から上流の「遠根川」、これの浚渫工事を行うほか、住宅建設事業におきましては、若い世代の定住を促進するため、奈古地区東方で遊休地となっております「旧奈古高校教職員住宅跡地」、ここに、一般住宅1棟4戸の建設、そして、宇田郷地区の尾無住宅増設予定地の敷地造成工事のほか、町民の生活環境の向上として、地域経済の活性化を図るために、新年度においても助成事業を延長して住宅リフォームの工事費の一

部助成を実施してまいります。

そのほか、町民の安全・安心の確保及び防災対策として、生活路線バス及び、町営バスの運行事業を継続して行うほか、コミュニティワゴンの運行事業についても、利用状況等を勘案して、地域公共交通会議で協議しながら利便性の一層の向上を図ってまいります。

また、防火水槽につきましては、宇田郷地区と奈古地区にそれぞれ 1 カ所新たに設置するとともに、防災行政無線の屋外拡声器につきましては、新年度においては、津波浸水想定区域の一つである尾無地区で新設する予定にしております。この他、ライフラインである水道施設につきましては、新たに、水道管路緊急改善事業として、供用後 40 年以上が経過しております福賀地区の老朽管路更新工事を実施し、更に集落排水施設におきましては、平成元年竣工の、奈古地区終末処理施設の長寿命化を図るため、汚泥騒音機の改修工事を実施いたします。

更に、植木の成長によりブロックが傾き危険な、役場本庁舎正門花壇及び掲示板の改修工事をはじめ、のうそんセンター・多目的ホールの空調施設の改善、また、ひだまりの里とふれあい体育館を結ぶ渡り廊下の老朽化と経年劣化に伴う解体、このほか、子ども連れの本庁舎への来訪者に対して新たに役場本庁の 1 階ロビーに、「キッズコーナー」を設置いたします。

次に、定住促進対策につきましては、定住の前提は、あくまでも魅力ある町づくりであります。そのために、引き続き産業振興はもとより、住みやすい環境整備のための各種のハード事業、また、特色のある子育て支援やスポーツ・文化行事等のソフト事業を、進めてまいります。そのため、定住奨励金の住宅取得補助金や空き家リフォーム補助金などの内容を拡充し、各種定住奨励金制度を継続するとともに、U・J・I ターンの積極的な促進を図るため、空き家バンク事業の充実や、定住アドバイザーの活用などの、各種ソフト事業も更に

展開をしてまいります。

また、新たに移住体験滞在施設の「お試し住宅」であります。これを福賀地区新田に新たに取得し、従来のお試し住宅と合わせて、2棟の運営・管理を行ってまいります。

また、新たに、定住の促進を積極的、戦略的に図るため、新規就農・就漁関係セミナーへの参加及び、阿武町移住イベントを都市部で開催するほか、「関係人口」を含めた、移住等の足がかりとなるよう、都市圏での定住フェア等につきましても、内容を吟味しながら、積極的に参加するとともに、サポート町民組織化事業として行っております町の広報紙、ふるさとカレンダー、ホームページや SNS 等による情報発信、ふるさと寄附等で醸成した意識を発展させ、新年度においても、同窓会や町人会、町出身者の企業等についてもトップセールスとして、私自身が積極的に出向いて、阿武町出身者のネットワークの拡大・強化を図るとともに、新たに、企業誘致のプロジェクトチームを組織し、セールス活動を加速化いたします。

そして、「まち・ひと・しごと創生特別事業」につきましては、空き家ノート、空き家管理、思い出不動産、4分の1ワークス、花嫁花婿修行ツアーなど、8つの主要プロジェクトの具体的な展開をはじめ、移住定住及び、地域住民等の交流促進を図るための拠点として整備した「旧奈古薬局」を、新たに「阿武町暮らし支援センター」として開所し、運営に当たり、専任の集落支援員1人を配置するとともに、総合戦略推進のために、地域おこし協力隊の隊員1人を引き続き採用するほか、新たに3人の隊員の新規採用を予定をしております。

また、道の駅から奈古浦地区までの導線のゾーニングを検討することも視野に入れながら、九州工業大学との連携により、自治会を対象としたエリア実態調査を実施いたします。

このほか、柳橋分譲宅地造成工事につきましては、秋からの売り出しに向け

て鋭意工事を進めてまいります。また、将来を担う人材育成の一環として、町内の高校生を対象に、フィリピン・セブ島への 2 週間の海外語学研修プログラムの実施や、阿武町特産品開発支援事業、各地区のまつり等への補助、これも引き続き実施するほか、9 月から開催の「山口ゆめ花博」の「阿武町デー」におけるイベントの実施、更に 5 年ごとに更新しております「町勢要覧」を、新たに、コンパクトでクオリティの高いものに作りかえることとしております。

次に、社会教育・学校教育の推進対策であります。近年、阿武小学校では、発達障害等による特別支援学級対象児童が増加傾向にあり、現状の教室では手狭となっておりますため、特別支援教室の増設をはじめ、阿武中学校屋内運動場の雨漏り防止のための屋根の改修工事、それから福賀小学校屋内運動場、これのトイレの一部を改修して、内外共に利用できる身体障害者用トイレを新設するほか、阿武中学校の理科室、美術室、技術室、そして音楽室、この特別教室 4 室に空調設備を新設し、同じく福賀小学校の 3・4 年生及び 5・6 年生の教室に空調設備を新設します。このことによりまして、町内小中学校の普通教室の空調設備率は 100% となります。

また、社会教育施設等整備事業として、町民センターにおいては、文化ホール調光卓の更新工事、それから、多目的ホールの舞台照明設備改修工事、町民グラウンドにおいては、トイレを男女ともに 1 穴ずつ、洋式温水便座に改修をいたします。また、「宇田ふれあいグラウンド」においては、経年劣化によってバックネットの張り替え工事を実施いたします。更に、トイレにつきましても、温水便座を設置する改修工事を行います。更に宇田ふれあい体育館におきましては、トイレを男女ともに 1 穴ずつ洋式化、温水便座を設置すると共に、障害者トイレに温水便座を設置する改修工事を、それぞれ新たに実施いたします。

そのほか、文化ホール事業として、9 月には 2 年に一回の自衛隊のコンサート、11 月には本格的なジャズコンサートの復活開催、そして 12 月にはソプラノ

歌手の野々村綾乃さんの、ピアノを使ったアコースティックコンサートを予定しているほか、人権推進大会における講演として、お笑いタレントのゴルゴ松本氏による「命の授業」を計画しております。

更に、町民の学習に対する多様な需要を踏まえて、また、ふるさと愛を育む、こういった観点からも、阿武町の有形無形の資源を活用するため、歴史講座や、古文書の「奈古勘場日記」の解説を含めた阿武町の歴史秘話発見事業を引き続き実施してまいります。

また、萩市と連携した萩ジオパーク構想を推進するため、阿武町推進協議会を設置、そして、ジオパーク認定申請のためのプレゼンテーションへの参加、更に、ジオパークを普及推進するため、ジオサイトにちなんだ講座も、各地区で開催することといたしております。

最後に、住民参画対策につきましては、自治会に対する総合交付金交付事業については、内容の検討を行いながら、引き続き実施するほか、特に福賀地区においては、集落活動の維持向上や組織体制のあり方について、地域との連携を図りながら鋭意協議を進めて参ります。

また、自治会の自主防災組織としての取り組みも10年を迎え、火災が発生した際には、これまでの訓練が功を奏し、協力隊の迅速な初期消火活動の対応によって、延焼や類焼が免れるなど、大きな成果が認められています。この成果を踏まえて、新年度においても、消防団を補完する組織の育成・強化を積極的に図って参ります。

なお、消防団においては、魅力と視認性、安全性を高めて新規団員の加入を促進するため、貸与しております「活動服」そして「防火衣」、これを更新することとしております。

また、今年から地域に出向いて、自治会単位或いは周辺の自治会との合同により実施しております「地域に寄り添う懇談会」や、各種団体・グループ等と

のカジュアルトーク、また、従来のような地区ごとの「町づくり懇談会」の開催につきましては、現在、各地区で実施している懇談会の状況や、反省点などを検証しながら、新年度においても何らかの形で引き続いて実施したいと思っております。

以上、平成30年度に取り組むこととしております、重要施策の概要等についてご説明申し上げましたが、新年度においては、一層の町民の皆様のご理解と協力を得ながら、これら各種施策を迅速かつ的確に執行するとともに、一方で、不断の行政改革を断行しながら、町政運営を図って行く所存でありますので、議員各位におかれましても重ねてご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案を申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 1 号「阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について」につきましては、平成30年度に予定しております事業の内、過疎債の起債を予定している 6 つの事業について、「過疎地域自立促進計画」への掲載が要件となっておりますので、今回、追加及び変更の掲載をするものであります。

次に、議案第 2 号「阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」につきましては、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、農地利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の事務に位置づけられ、農地利用の最適化に係る活動及び、成果実績に応じて交付金が交付されることから、年額の最大支給報酬額を新たに定めるものであります。

次に、議案第 3 号「阿武町税条例の一部を改正する条例」につきましては、クラウドによる 4 市 1 町の「基幹業務系システム共同利用」の導入に伴い、税の納期を 10 期から 4 期に変更し、あわせて 10 期を前提とした町民税及び固定資

産税を併せて徴収するための、特別措置として昭和 36 年に制定された「町税の徴収等の特例に関する条例」を廃止するものであります。

次に、議案第 4 号「阿武町定住促進条例の一部を改正する条例」につきましては、「住宅取得補助金」及び「空き家リフォーム補助金」の上限を、それぞれ 1.5 倍に引き上げるほか、不要物の撤去の際の要件を緩和するものであります。

次に、議案第 5 号「阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する条例」につきましては、整備・改修し、町が取得した旧奈古薬局を、移住定住、住まいと仕事の総合相談窓口、そして、地域住民等の交流の場として、4 月からの運用開始を予定しております「阿武町暮らし支援センター」に係る設置及び管理に関する条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第 6 号「阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、入居期間、家賃の納付及び、家賃の取扱いの変更をはじめ、町営住宅条例の準用箇所の一部削除及び、新たに新田住宅 1 棟の追加を行うものであります。

次に、議案第 7 号「阿武町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、「公営住宅法」の改正に係る関係省令の条ずれに伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第 8 号「阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律及び、政令の施行に伴う、住所地特例の見直しのほか、保険料の徴収の特例を削除するものであります。

次に、議案第 9 号「阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正に伴い、引用条項を改めて整理するものであります。

次に、議案第 10 号「阿武町国民健康保健条例の一部を改正する条例」につきましては、財政運営の責任主体が県となることに伴い、町が行う国民健康保険の事務、国民健康保険運営協議会の名称の変更を行うものであります。

次に、議案第 11 号「阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例」につきましては、国及び県の指導により、福賀診療所の診療時間の表記を現状に合わせて改正するものであります。

次に、議案第 12 号「阿武町介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、3 年に一度の介護保険料の見直しに伴う保険料の設定及び過料の対象者拡大に係る、法改正に伴う改正であります。

次に、議案第 13 号「阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、介護保険法施行規則の改正により、センター職員である主任介護支援専門員の、更新研修の要件の変更を行うものであります。

次に、議案第 14 号「阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」につきましては、「介護保険法」による指定居宅介護支援に関する基準等を、市町村が条例で定めることとされたことに伴う条例の新規制定であります。

次に、議案第 15 号「阿武町一般会計補正予算（第 5 回）」につきましては、今回の補正額は、4,547 万 1,000 円の減額で、補正後の歳入歳出予算総額は、28 億 8,592 万 7,000 円となります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、先ず歳出であります。総務費につきましては、実績見込みによる総務課関係臨時職員の賃金をはじめ、町政協力交付金及び集落彩生交付金、そして庁舎等の電気代及び水道代、これの減額、ふるさと寄附金等の増収に伴う基金積立金の増額、公会計財務諸表作成の分析業務委託料の基準モデル台帳使用に伴う減額のほかに、地域おこし協

力隊の途中離職に伴う不要額の減額、バス運行会社への赤字補てん額の確定に伴う補助金の減額、定住奨励金の実績による減額。また、高校生対象のフィリピン語学研修に応募者がなかったための補助金の減額、阿武町特産品開発支援事業の交付決定に伴う減額。そして、まち・ひと・しごと創生特別事業費における実績見込みによる減額及び、4分の1ワークス短期受け入れに関する説明会の開催経費と空き家ノート編集量の増による予算の組み替えのほかに、徴税費として、県事業の実施に伴う地籍等、国土調査の内容の修正作業を行うための、国土調査修正業務委託料の新規計上、それから戸籍住民基本台帳費の窓口証明システム設定及び、戸籍ネットワーク機器更新業務の契約の確定に伴う減額、阿武町議会議員選挙費及び衆議院議員選挙費の精算に伴う減額が主なものであります。

次に、民生費につきましては、各種扶助費、事務事業や繰出金の最終精算等を行うほか、入札減による「福賀高齢者福祉複合施設新築事業費」の減額と、施設準備備品の補助額の決定に伴う増額であります。

次に、衛生費につきましても、各種事務事業の最終精算等が主なものでありますけれども、そのほかに、旧萩清掃工場に関する、廃炉負担金の新規計上による増額であります。

次に、農林水産業費につきましては、各種事務事業の最終見込み等による調整で、奈古漁港・宇田郷漁港の機能保全計画策定業務の実績見込みによる減額のほかに、町有林の施業地を条件により当初の予定地から変更し、事業量を減らしたことに伴う減額、単県農山漁村整備事業のうち、キジハタ魚礁の製作・沈設につきましては、県補助金の割当内示が見送られたため、未実施となったことに伴う減額であります。

次に、商工費につきましては、当初、県の標準事業費で計上しておりました、山口県ビュースポット観光看板製作設置工事の実績に伴う減額であります。

次に、土木費につきましては、各種事務事業の実績見込みに伴う調製の他に、町道東方筒尾線道路改良事業における代替用地購入の新規計上であります。

次に、消防費につきましては、萩市消防救急事務委託料で、更新整備等未執行があったことや、人件費の減少に伴う減額であります。

次に、教育費につきましては、各種事務事業・行事経費の最終精算調整によるものであります。以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の主なものでありますけれども、それぞれ、事業費の確定や実績見込み、或いは、交付額の確定等による調整をしておりますが、その中で先ず、町税につきましては、道の駅の鹿島の湯の入湯者の実績見込みによる増額計上。

次に、分担金及び負担金につきましては、老人福祉施設や保育園、児童クラブの入所者等の増減による自己負担金の増額計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、各種事業の精算等であります。次に、県支出金におきましても、そういったことではあります。このほかに昨年 10 月に実施された衆議院議員選挙費を減額しております。

次に、財産収入につきましては、山口県漁協への預入分の利子の増額及び、町道東方筒尾線道路改良工事に伴う、土地の売り払い収入による増額。次に、繰入金につきましては、未来を担う人材育成事業について参加者がいなかったことによる減額及び、福賀高齢者福祉複合施設新築工事に対する、公共施設整備基金からの繰り入れを予定しておりましたけれども、これをしないこととしたための減額であります。

次に、繰越金につきましては、今回の補正財源の調整及び最終精算に伴う増額であります。

次に、諸収入につきましては、精算見込みによる保育士等の給食料の増額計上のほかに、福賀お試し住宅の賃借料及び、くみ取り屎尿処理料の減額であります。

次に、町債につきましては、過疎債の確定に伴う調整で、定住奨励金事業におけるソフト事業限度額超過分の追加配分及び、福賀高齢者福祉複合施設新築事業におけるハード事業の追加配分による増額計上であります。

以上で、平成 29 年度一般会計補正予算（第 5 回）の概要説明を終わります。

次に、議案第 16 号「平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）」から、議案第 22 号「平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）」までは、いずれも特別会計の補正予算でありますので、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略させていただきます。

次に、議案第 23 号から議案第 30 号までの、平成 30 年度一般会計及び各特別会計の当初予算についてご説明を申し上げます。

内閣府によりますと、景気の回復期間は昨年 12 月で 61 カ月となり、戦後 2 位の「いざなぎ景気」を超える長さになった可能性が高いとの見解が示され、就業者数の増加による雇用環境の改善、更に 2 % 程度の高い賃上げが 4 年間連続で実現しており、全ての都道府県で有効求人倍率が 1 を超えるとともに、全ての地域で倒産件数が減少するなど、景気回復が地域経済にも波及し、名目 GDP の伸びも実質 GDP の伸びを上回る状態を実現し、現在の生活に満足と回答する人の割合も上昇して、格差は縮小したとの発表がされたところであります。また、民間の経済研究所においても、日本の経済は緩やかに回復し、輸出・生産活動も回復する中で、堅調な雇用・所得情勢を背景に、消費も緩やかに回復するなど、経済の活動水準は、潜在生産量を上回って推移しているとの報告もあります。

しかしながら、日本経済の景気の動向や、冒頭で申し述べさせていただいたような、国の予算編成等を勘案いたしますと、景気は上向いているとはいうものの、少子高齢化が進行する中で、雇用の拡大や賃金の上昇にどの程度の好影

響を与え、町の税収にどうつながり、増加してくるのかは見通せない状況であり、今後とも補助事業等を有効に活用しながら財源を確保し、緊急性、必要性、費用対効果等を見極める中で、出来る限り予算に反映させるべく、努めたところであります。

その結果、一般会計の予算総額は、骨格予算であった前年度に比べて、3億6,400万円(15.4%)増の、27億2,300万円で、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、対前年度比3億1,199万1,000円(7.7%)増の、43億7,340万6,000円で、概ね平年度ベースの予算水準となったところであります。それでは、ここでそれぞれの会計について、順次その概要を説明をいたします。

最初に、議案第23号「平成30年度阿武町一般会計予算」についてであります。基本的な考え方は、先ほど平成30年度の施政方針の中で主要な部分については触れさせて頂いておりますので、大まかな説明とさせていただきます。また、前年度の当初予算が骨格予算でありましたので、前年度比の説明は省略させていただきます。

先ず、議会につきましては、通常の議会運営に係る経費等で、4,393万6,000円の計上です。

次に、総務費につきましては、一般管理費で、副町長の設置に伴う特別職の人員費の増額や、10年前に購入した、防災訓練や災害時等に着用する職員の「活動服」の更新、そして財産管理費で、平成28年度に策定した総合管理計画の年度進捗管理経費及び、個別施設管理計画策定経費の増額、本庁正門花壇改修及び正門掲示板の撤去・新設工事の増額、ひだまりの里廊下解体工事の増額のほか、役場ロビーのキッズコーナー、そして備品の購入費及び、公用車38台分のドライブレコーダーの購入費の増額、のうそんセンター費では、多目的ホール空調機更新工事の増額、情報政策費で、4市1町によるクラウドデータの移行負担金の増額、機器更新に伴う山口情報スーパーネットワークの利用者負担

金の増額。

また、企画総務費では、まちづくり推進課の職員の人件費の新規計上をはじめ、総合戦略関係任務のために、隊員 1 人を引き続き採用し、更に新たに 3 人を新規採用するための、報酬等関連経費の増額、企画振興費で、住宅取得補助金、空き家リフォーム補助金の内容の拡充による増額、阿武町暮らし支援センター運営事業費の増額、防災行政無線費であります。尾無の屋外拡声器増設工事費の新規計上による増額、山口ゆめ花博推進事業費の新規計上ほかで、総額で 5 億 8,690 万 2,000 円の計上であります。

次に、民生費につきましては、概ね前年度実績を勘案した計上ですが、新規事業の主なものとしては、ひだまりの里のデッキ及び園庭の改修工事、それから清ヶ浜清光苑の機械室の給湯管改修工事のほか、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害介護給付費及び障害児介護給付費等の扶助費の増額等で、総額で 6 億 8,247 万 3,000 円の計上であります。

次に、衛生費につきましても、概ね前年度実績を勘案した計上ですが、新規の主なものとしたしましては、町道東方筒尾線改良工事に伴い、出入り口が狭隘な母子センター、これの裏からの出入り口の新設及び、外周整備の工事費の計上、それから個別予防接種委託料として、高齢者の重症化を防ぐために、75 歳以上の自己負担額をゼロにする高齢者インフルエンザ予防接種助成及び、子育て世帯の負担軽減を図り、健全な子どもを育成するために、子ども等への任意予防接種に対して 2 分の 1 の補助をするなど、これら総額 1 億 6,576 万 9,000 円です。

次に、労働費につきましては概ね前年度並の計上で総額 334 万円です。

次に、農林水産業費につきましては、先ず、農業政策費で、奈古地区の遊休農地、耕作放棄地の解消及び、農作業の省力化、効率化を目指して区画整理を行い、あわせて、キウイフルーツのモデル園地を整備し、特産品の生産量の確

保と推進を図る「農業生産力等機能強化対策事業」の地形測量業務委託料の新規計上、それから「新規農業就業者定着促進事業」として、継続者 3 名のほかに、新規就農者 2 名に対する補助金の増額、畜産業費で、無角和種振興公社の施設整備における「資源循環型肉用牛経営育成事業補助金」の新規計上、「土地改良施設適正化事業」で、うもれ木の郷のポンプ、送水管等の水利施設の機能維持や長寿命化を図る、配管工事等の新規計上であります。

また、林業費におきましては、移動式の猿捕獲柵の新規購入、「おおもと花公園」の植栽及び歩道整備の新規計上、大規模林道波佐阿武線の「奈古谷橋」橋梁点検委託業務の新規計上、福賀青年林業研究会及び福賀青年椎茸研究会に対する、分収林伐採補償費の新規計上が主なものであります。

次に、水産業費につきましては、間伐材漁礁ほか製作業務及び沈設工事費の新規計上、奈古漁港の海岸施設の機能を診断し、長寿命化計画を策定する「海岸保全施設整備事業」の新規計上、筒尾用地護岸整備工事の新規計上が主なもので、総額で 2 億 6,347 万 2,000 円の計上であります。

次に、商工費につきましては、道の駅産業振興費で、老朽化に伴う「ちびっこ広場防犯照明改修工事」の新規計上、それから道の駅駐車場の端の部分の段差を解消するために「駐車場歩道段差改修工事」の新規計上ほかで、総額 4,617 万 8,000 円の計上であります。

次に、土木費につきましては、道路トンネル点検業務・長寿命化修繕計画策定業務委託料の新規計上、除雪車両の新規購入、「町道亀山十王堂線」の測量設計業務の新規計上、また、継続事業として 75 橋の橋梁点検業務・橋梁の長寿命化修繕計画策定業務委託料、完了予定の「町道長浜西ヶ畑線道路改良事業」及び、「町道東方筒尾線改良工事」のほか、「町道草刈作業労力負担軽減事業」も引き続いて実施するほか、一般単独事業として、岡田橋周辺法面を舗装する「町道汐入野地線周辺整備工事」や、宇田の「千歳橋」上流護岸裏の陥没箇所を

整備する「町道今浦西ノ宮線道路補修工事」及び、興昌寺に続く側溝を整備する「町道寺ノ下青浦線側溝整備工事」等の新規計上であります。

また、河川費では、国道191号からの上流側の「遠根川浚渫工事」の新規計上、住宅費では、東方の奈古高校の教員住宅跡地に一般住宅 1 棟 4 戸の建設工事の新規計上、尾無住宅建設予定地の造成工事費の新規計上が主なもので、総額 2 億 6 千 666 万 9 千円の計上であります。

次に、消防費につきましては、町内 2 箇所の防火水槽新設工事の新規計上、そして、浜、宇生賀中央、惣郷の消防ホース乾燥塔解体工事費の新規計上、それから消火栓用ホースの追加及び団員貸与活動服、防火衣の更新に伴う、備品購入費の新規計上、その他、災害対策費で、全国瞬時緊急警報システムの受信機及び、自動起動装置の更新に係る、修繕料の増額等で、総額で 1 億 4, 694 万 7, 000 円の計上であります。

次に、教育費につきましては、小学校費で、阿武小学校の特別支援児童増員に伴う「特別支援教室増設事業」の新規計上をはじめ、身障者用の内外から利用できる、「福賀小学校屋内運動場トイレ改修工事」の新規計上、福賀小学校の「中学年・高学年の教室エアコン設置工事」の新規計上、中学校費で、雨漏りを改修する「阿武小中学校体育館屋根改修工事」及び、阿武中学校の特別教室 4 室にエアコンを設置する「特別教室冷暖房設備工事」の新規計上、そして町民センター費で、多目的ホールの照明施設追加・改修工事費の新規計上、文化ホール照明操作卓を更新する取替の新規計上、また、ジャズコンサートの復活やピアノを使ったコンサート実行補助金の増額、そして文化財保護費で、奈古勘場日記解読の古文書解読委託料の新規計上であります。

また、保健体育総務費で、温水便座化を図る「町民グラウンドトイレ改修工事」をはじめ、「宇田グラウンドバックネット改修工事」、洋式化及び温水便座化を図る、「宇田ふれあい体育館トイレ改修工事費」等の新規計上で、合計で 2

億 6,362 万円の計上であります。

次に、災害復旧費につきましては、枠取りの 20 万円の計上であります。

次に、公債費につきましては、償還完了等によりまして毎年減少しておりますけれども、新年度の所要見込み額であります 2 億 3,849 万 3,000 円の計上であります。

次に、諸支出金につきましては、柳橋分譲宅地の確定測量及び登記事務委託料に係る経費で 500 万 1,000 円の計上です。

なお、予備費につきましては、前年度と同額の 1,000 万円の計上であります。以上で歳出の説明を終わります。

続いて、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。まず、町税につきましては、積算の結果、町民税のうち個人では、若干の減少を見込むものの、法人での一定の税収が見込めることから、町民税全体では若干の増収を見込み、固定資産税は、法人の設備投資の増から償却資産の増収、また、軽自動車税は、新税率への対象車両の増加による一定の増収を見込んで、全体で 2 億 8,211 万 7,000 円としております。

次に、地方譲与税をはじめ、利子割交付金、配当割交付金等各種交付金につきましては、前年度実績及び国の配分見込み、並びに消費税率及び地方消費税率引き上げ等を勘案して、総額で 8,390 万円の計上であります。

次に、地方交付税につきましては、昨年度の骨格予算により減額してはりましたが、平成 30 年度においては例年並みの 15 億円の計上であります。

次に、分担金及び負担金につきましては、各種事業の受益者分担金や保育料の保護者負担金等でありますけれども、実績新年度の予定事業費等を勘案し、総額で 2,871 万 5,000 円の計上であります。

次に、使用料及び手数料につきましては、町営住宅使用料等ではありますが、前年度実績等を勘案して、5,501 万 9,000 円の計上であります。

次に、国庫支出金につきましては、各種過疎対策道路事業や公営住宅建設事業に係る「社会資本整備総合交付金」の増額がある一方で、事業費の減少に伴う「まち・ひと・しごと創生事業」に係る「地方創生推進交付金」の減額や、障害者自立支援給付事業にかかる国庫負担金の減額等により、全体で 1 億 5,492 万 5,000 円の計上であります。

次に、県支出金につきましては、各種補助事業に係る県補助金が主なものでありますけれども、新年度においては、「福賀地区高齢者福祉複合施設」に係る県補助金の減額や、事業完了による「水産物供給基盤整備事業」に係る県補助金の減額等によって、全体で 1 億 8,723 万 9,000 円の計上であります。

次に、財産収入につきましては、今年の秋から売り出し開始を予定しております柳橋分譲宅地 5 戸分の収入を見込んでおりまして、これら合わせて 3,679 万 1,000 円の計上であります。

次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金の収入増を見込み、昨年度と同様の 1,000 万 1,000 円の計上であります。

次に、繰入金につきましては、「未来を担う人材育成事業」の財源として、「ふるさと振興基金」からの繰入を行うほかに、「定住促進用の一般住宅建築事業」及び、「阿武小学校特別支援教室増築事業」の実施に伴い、公共施設整備基金からの繰入を行うこと等によりまして、4,222 万 2,000 円の計上であります。

次に、繰越金につきましては、財源調整として平年ベースの 9,800 万円の計上であります。

次に、諸収入につきましては概ね平年ベースの 1,777 万 1,000 円の計上であります。

最後に、町債につきましては、各種事業の財源に充当する「過疎対策事業債」及び、「臨時財政対策債」であります。総額で 2 億 2,550 万円の計上です。以上で、平成 30 年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

次に、議案第 24 号から、議案第 30 号までは、7 つの特別会計であります、その都度、担当参与から説明をいたさせますので、ここでのご説明は省略させていただきます。

次に、全員協議会においての、全協報告第 1 号「契約の締結について」につきましては、町の執行にかかる工事請負契約の締結について、その概要をご説明いたします。

次に、全協報告第 2 号「有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について」につきましては、地方自治法の規定に基づき、その経営状況についてご報告を申し上げます。

次に、全協報告第 3 号「阿武町土地改良事業補助金交付規則の一部改正について」につきましては、私が公約の一つとして掲げております、耕作放棄地解消のための小土地改良事業の要件緩和を行うとともに、町の補助率を引き上げる改正の説明であります。

次に、全協報告第 4 号「図書館のあり方検討委員会の答申について」につきましては、2 月 9 日に「阿武町図書館等整備検討委員会」の、田中昌克委員長から提出された答申の内容について、ご報告を申し上げるものであります。

次に、全協報告第 5 号「寄附を受けたことについて」につきましては、100 万円以上の寄附が 2 件ございましたので、このご報告を申し上げます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上ご議決賜りますよう、よろしく願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。ここで、10 分間休憩いたします。次は 10 時 35 分からお願いします。

休 憩 10 時 23 分

再 開 10 時 35 分

日程第 4 議案第 1 号から日程第 17 議案第 14 号

○議長 それでは休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 日程第 4、議案第 1 号から日程第 17、議案第 14 号までを一括議題とします。まず、議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書 1 ページをお願いします。議案第 1 号、阿武町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを、ご説明いたします。

本案件につきましては、平成 30 年度以降に予定しております事業の内、過疎対策事業債の起債を予定しております事業につきまして、これの対象とするためには「阿武町過疎地域自立促進計画」に追加掲載する必要があるため、計画の一部を変更することについて議会のご議決を求めるものです。

2 ページと 3 ページの新旧対照表の追加又は変更部分にアンダーラインをしておりますので一緒にご覧いただきたいと思っております。内容としましては、過疎計画の別表、事業計画の表中に事業の追加及び変更を加えるもので、まず、本文 2 項、別表 1 の「産業の振興」の(1)「基盤整備」水産業の事業の内容に「海岸機能診断事業」を追加するものです。

これは、漁港海岸施設の長寿命化を図り、施設の更新コストの平準化・縮減を図るため、漁港海岸施設を機能診断し長寿命化計画を策定するもので、今回、新たに過疎計画に搭載し、財源に過疎債を充てるための追加です。

次に、本文 3 項、別表 2 の「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の

促進」の(1)「市町村道」道路の事業の内容に「町道東方筒尾線道路改良事業」を追加するものです。

これは、ニッタイコンクリート工業から土埴トンネルまでの未改良区間を安全に通行できるよう改良工事を実施するもので、今回、新たに過疎計画に搭載し、財源に過疎債を充てるための追加です。

同じく、本文 3 項、別表 2 の(1)「市町村道」橋りょうの事業の内容に「第一郷川橋補修事業」と「柳尾橋補修事業」を追加するものです。

これは、橋梁点検結果で健全度が低く早期措置が必要な橋梁について、補修工事を実施するもので、今回、新たに過疎計画に搭載し、財源に過疎債を充てるための追加です。

次に、本文 4 項、別表 3 の「生活環境の整備」の(1)「水道施設」簡易水道の事業の内容に「老朽管更新事業」を追加するものです。

これは、管の耐用年数 40 年以上が経過した老朽管を更新するもので、今回、新たに過疎計画に搭載し、財源に過疎債を充てるための追加です。

最後に、本文 9 項、別表 8 の「集落の整備」の(3)「その他の整備」の内「定住促進住宅整備事業」の内容を一般住宅 2 棟 4 戸から奈古地区 1 棟 4 戸と宇田郷地区 2 棟 2 戸に変更するものです。

これは、奈古地区東方の旧奈古高校の教職員住宅跡地に単身世帯用の一般住宅 1 棟 4 戸と宇田郷地区の尾無住宅団地に一般住宅 2 棟 2 戸を整備しようとするもので、今回、新たに過疎計画を変更し、財源に過疎債を充てるための変更です。以上です。

○**議長** 次に、議案第 2 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。経済課長。

○**経済課長** 議案書 4 ページをお願いいたします。議案第 2 号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案件につきましては、農業組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する事務が、農業委員会の必須事務に位置づけられているところであり、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農地利用最適化交付金事業が実施されているところであります。

当町農業委員会におきましては、任期満了に伴い平成 28 年 4 月より新制度に移行し、6 人の農業委員及び 6 人の農地利用最適化推進委員により、農地利用の最適化に係る活動を展開しているところでありますが、この活動に対しまして、農地利用最適化交付金事業により、活動実績に応じた交付金が交付されることとなっております。

今回の条例改正につきましては、農業委員会の積極的な活動を推進するため、農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じ、農地利用最適化交付金実施要綱に定められた活動に対する報酬の上限額を設定するものであり、成果報酬が支給されるといったことは、農業委員、農地利用最適化推進委員にとりましては、やりがいにもつながるものと考えるところであります。

なお、成果報酬として評価される活動の内容といたしましては、担い手への農地集積・集約化の推進活動、遊休農地の発生防止・解消活動、農地中間管理機構との連携活動、新規参入の促進活動及びこれらの活動に必要な会議の開催とされているところであります。それでは 5 ページの新旧対照表によりご説明いたします。

まず、農業委員会委員の項でございますが、会長は、年額 23 万円を、年額 71 万 5,333 円以内で、町長が別に定める額、委員につきましては、年額 21 万円を、年額 69 万 5,333 円以内で、町長が別に定める額、次に、農地利用最適化推進委員の項におきましては、年額 18 万円を、年額 66 万 5,333 円以内で、町長が別に定める額にそれぞれ改正するものであります。なお、成果報酬の上限額は 48 万

5,333円とするものであります。なお、集落駐在員の項につきましては、制度廃止に伴い削除するものであります。

続きまして、6 ページをお願いします。参考資料といたしまして、阿武町農業委員会の委員等の報酬の支給に関する規則（案）をお付けしております。これは、今回の報酬等条例の改正に伴う、各委員の報酬の支給に関する規則を定めるものです。

ご説明いたしますと、第 1 条では趣旨を、第 2 条では支給対象活動としまして、先ほど程説明しました要綱に規定される 5 つの活動を示しております。それから、第 3 条では、実績の報告の方法、第 4 条では、報酬の額でございますが、第 1 号で基礎報酬額、年額でございます。7 ページの別表に示す各委員の年額の基礎報酬額を、お示ししております。それから、第 2 号では当該年度に確定した農地利用最適化交付金実績加算額の算出方法を、示しております。そして、第 5 条では、基礎報酬額と実績加算額の支給方法につきまして、それぞれを定めるものであります。また、第 6 条では、この報酬の支給方法につきまして、必要な事項は委員会が別に定めることを委任することとしております。なお、施行期日につきましては、平成 30 年 4 月 1 日とするものでございます。以上で、説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 3 号、阿武町税条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。住民課長。

○**住民課長** 8 ページをお願いいたします。議案第 3 号、阿武町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、阿武町が、現在、阿武町単独クラウドとして運用しております各電算業務等につきまして、これが、1 年先の再来年度の平成 31 年 4 月から、4 市 1 町基幹業務系システム共同利用となることに伴い、現在の税の納期等を変更することの必要性から、その一部改正を行うものであります。

主な変更内容は、第 40 条における個人の町民税の納期の変更、第 67 条における固定資産税の納期の変更等、第 83 条における軽自動車税の納期の変更であります。具体的変更点は、昭和 30 年代から続いてきました住民税と個人の固定資産税の 10 期徴収を、地方税法に定める納期の期数である 4 期に変更する他であります。議案の資料ページにつきましては、改め文につきましては、8 ページから 9 ページ、10 ページから 12 ページは新旧対照表、13 ページから 14 ページが説明資料であります。

それでは、内容につきまして 13 ページ及び 14 ページで説明をいたします。今回の改正は、今申し上げましたとおり、4 市 1 町基幹業務系システム共同利用の導入となることに伴う納期等の変更であります。その内容につきましては、①としまして、まず、納期の変更に関する規定の改正（納期を変更することに伴う関連規定を含む）であります。

まず、個人の町民税及び個人の固定資産税であります。この納期を、現在の 10 期から、地方税法に定める納期の数であります 4 期へと変更するものであります。

次に、固定資産税、法人分であります。これの納期については、従前より 4 期となっておりますが、その内第 1 期目のみを 4 月から 5 月に変更とするものであります。

次に、軽自動車税は、納期は従前より 1 期であります。その納期を 4 月から 5 月へと変更するものであります。なお、4 市 1 町基幹業務系システム共同利用は、複数の自治体でシステムを共同利用するもので、関係市町は、阿武町を含め、周南市、下松市、光市、柳井市であります。

なお、この共同利用につきましては周南市と光市ではすでにこの 1 月から 2 月にかけて運用が開始され、柳井市は今年の 8 月から、そして阿武町と下松市については来年の 4 月からの共同利用となっております。ご了承ください。

なお、共同利用に関係する電算業務は、税だけでなく、住民に関する住民基本台帳や印鑑登録、また、現在単独クラウドとして稼動しております各課関係業務等が共同利用となり、税の特に納期につきましては住民の皆様等への周知期間を事前に確保する等の必要性から、今般に於いて議案上程するものであります。

次に、②、第 2 番目といたしまして、税の徴収等の特例に関する条例の廃止であります。これは、昭和 36 年から当分の間、町民税及び固定資産税を併せて 10 期徴収するために特例として制定されたもので、現在は既に税目毎に徴収する単税徴収方式に移行しておることから、本条例をあわせて廃止するものであります。

次に 14 ページであります。改正条項別の説明を行います。第 40 条は、個人の町民税の納期の変更で、地方税法の規定にあわせ、納期を 4 期とし第 1 期を 6 月の、6 月 1 日から同月 30 日まで、第 2 期を同 8 月に、第 3 期を同 10 月に、第 4 期を翌年の 1 月とするものであります。

次に、第 67 条は、固定資産税の納期、及び、一の納期において固定資産税の全額を徴収する場合の額の変更で納期につきましては、地方税法の規定に準じ、納期の期数は 4 期とし、第 1 期目については、地方税法では 4 月となっておりますが、これについては、課税事務の正確性及び効率を高めるため、多くの市町でも採用しております 4 月ではなく 5 月の、5 月 1 日から同月 31 日までとし、以下は、地方税法の規定どおり、第 2 期を同 7 月に、第 3 期を同 12 月に、第 4 期を翌年 2 月とするものであります。なお、先ほどの個人の町民税と重複する月は、ございません。

そして、次に、納期の変更にあわせ、一の納期において固定資産税の全額を徴収する場合の額を 3,900 円以下とすることについては、これは、地方税法第 362 条第 2 項の規定に基づく変更であります。つまり、固定資産税額が 3,900

円以下の場合、4 期徴収とすれば、1 期分が 1,000 円より小額となるため、この場合、地方税法により一の納期において固定資産税の全額を徴収とする規定であります。

次に第 83 条は軽自動車税の納期の変更であります。これについては、地方税法では 4 月となっておりますが、これについても、課税事務の正確性及び効率を高めるため、また、県税であります自動車税との納期の適合性等、住民の皆さまの利便性を図るという観点においても、阿武町以外の山口県下すべての市町でも採用しています 5 月を納期とするものであります。

以上、税の納期につきましては、地方税法におきまして月まで法定されておりますが、同時に、同法において、事情により法律の範囲内において、別の納期を定めることも可能とされているものでありますので、申し添えておきます。また、電算の共同利用を行う団体 4 市 1 町につきましては、基本的に同様の納期となっております。

次に附則ですが、施行期日は、電算共同利用開始となる、1 年先の、平成 31 年 4 月 1 日。また、第 2 条におきましては町税の徴収等の特例に関する条例(昭和 36 年阿武町条例第 7 号)を施行期日と同時に廃止するものであります。以上で説明を終わります。

○**議長** 次に、議案第 4 号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○**まちづくり推進課長** 議案書 15 ページをお願いします。議案第 4 号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について、をご説明いたします。

17 ページと 18 ページの新旧対照表の改正部分にアンダーラインをしておりますので一緒にご覧いただきたいと思います。

別表の「住宅取得補助金」の部中、「新築住宅」を取得の場合の基本補助金「100 万円を上限」を「150 万円を上限」に引き上げ、「中古住宅を取得」の場

合の補助金「20万円を上限」を「30万円を上限」に引き上げ、「空き家リフォーム補助金」の部中、「町内の一般廃棄物処理業者に委託して不要物の撤去を行った場合は」を「不要物の撤去を町内の業者に委託して一般廃棄物の処理を適正に行った場合は」に改め、リフォーム補助金「50万円を上限」を「75万円を上限」に引き上げ、不要物の撤去補助金「10万円を上限」を「15万円を上限」に引き上げるものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 5 号、阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書19ページをお願いします。議案第 5 号、阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する条例についてご説明をいたします。奈古地区浜の二集落にあります旧奈古薬局の建物を改装しこの度、町が土地と建物を取得しとございますが、住まいと仕事の相談窓口と情報発信拠点、地域住民及び町外者との交流の場となる阿武町暮らし支援センターとして設置及び管理を行うものです。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 6 号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 議案書20ページをお願いします。議案第 6 号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

新旧対照表の21ページ、22ページをご参照いただきたいと思います。新たに福賀地区新田集落にある空き家を取得し、「お試し住宅」の用に供するものです。第 4 条で利用期間は原則 1 年以内とし、第 7 条 2 項で毎月末納付の家賃を前家賃に改正するものです。

別表第 2 で家賃については新田住宅も 2 万円とし、備考欄で下東郷住宅の 2 棟ともに日額利用 3,000 円の規定を設けるものです。なお、日額 3,000 円には電

気、ガス、水道及び下水道の使用料等を含みます。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書 23 ページをお願いいたします。議案第 7 号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件は公営住宅法の改正に係る関係制省令の条ずれに伴う条例の一部改正をお願いするものでございます。24 ページの新旧対照表で説明いたします。第 13 条第 1 項中第 11 条を第 12 条に、第 15 条第 1 項中第 8 条を第 7 条にそれぞれ改めるものです。施行は公布の日からです。以上です。

○議長 次に、議案第 8 号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 それでは議案書の 25 ページをお願いいたします。議案第 8 号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

これは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により「高齢者の医療の確保に関する法律」が改正され、平成 30 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、住所地特例が見直されることによる条例の一部改正です。

現行は、国民健康保険の住所地特例適用者が 75 歳到達等により後期高齢者医療に加入する場合、住所地特例が適用されなくなるため、現住所地（施設入所などの場合は施設所在地）の広域連合が保険者となることとなっておりますが、これを見直し、後期高齢者医療制度加入時に対象施設に入所等していることにより現に国保の住所地特例を受けている被保険者は、その入所等が継続する間、前の住所地の広域連合が保険者となるように見直されるものであります。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、26 ページをお願いいたします。

第 3 条の第 2 号から第 4 号まで、カッコ書きで「法第 55 条の 2 第 2 項におい

で準用する場合を含む。」という文言を加えておりますが、この「法」というのが、「高齢者の医療の確保に関する法律」のことでありまして、今回の法改正で、国民健康保険法第 116 条の 2 の規定の適用を受ける者の特例として、第 55 条の 2 が新設をされたことにより、条例にもこの準用規定を加えるものです。さらに第 5 号は、現に国保の住所地特例を受けている被保険者が年齢到達等で後期高齢者医療に加入する際に引き続き住所地特例が適用される旨の規定の新設であります。そのほかは、条番号を加えたことによる引用条文の表記方法の変更です。

次の 27 ページをお願いをいたします。附則になります。現行の附則第 2 条、平成 20 年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例、この項目につきましては、実効を喪失しておりますので、これを削除し、28 ページにありますように、附則第 3 条を附則第 2 条に繰り上げをするものであります。なお、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなります。以上です。

○議長 次に、議案第 9 号、阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 29 ページをお願いします。議案第 9 号、阿武町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

これは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 30 年 4 月 1 日から施行されることとなっておりますが、本条例の根拠法令であります「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定の追加による条項ずれが生じておりますので、引用条項を改めるための条例の一部改正です。

それでは、新旧対照表で説明しますので、30 ページをお願いします。第 1 条

の下線部分ですが、根拠法令において、地域活動支援センターの定義を規定している条項が、「第 5 条第 21 項」から「第 5 条第 27 項」に改正されたことにより、条例の引用部分を改めるものであります。なお、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなります。以上です。

○議長 次に、議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 31 ページをお願いします。議案第 10 号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。

これは、平成 27 年 5 月 27 日に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」による国保制度改革により、平成 30 年 4 月 1 日からは、これまでの市町村に代わり、県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることとなりました。

これに伴う「国民健康保険法施行令」の一部改正により、市町村が行う国民健康保険の事務並びに国保運営協議会の名称が変更されたため、これに合わせて条例の一部改正を行うものです。

改正の内容としては、「町が行う国民健康保険」の文言を「町が行う国民健康保険の事務」に改め、「国民健康保険運営協議会」の名称を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改めるものです。

それでは、新旧対照表の 32 ページをお願いをいたします。

第 1 章、第 1 条の「町が行う国民健康保険」を「町が行う国民健康保険の事務」に改め、第 2 章、第 2 条の「国民健康保険運営協議会」を「町の国民健康保険事業の運営に関する協議会」にそれぞれ改めるものであります。この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなります。以上です。

○議長 次に、議案第 11 号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正

する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書 33 ページをお願いします。議案第 11 号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について説明します。

これは、福賀診療所の位置及び診療時間の表記について、中国四国厚生局及び山口県による社会保険医療担当者の個別指導の際に、実態に合わせて改めるよう指導を受けたための条例の一部改正です。

それでは、新旧対照表で説明しますので、34 ページをお願いをいたします。第 2 条の位置ですが、「阿武町大字福田下 1407 番地の 3」とありますのを「阿武町大字福田下 1407 番地 3」に改めるものです。第 3 条は診療時間で、「午前 9 時から午後 4 時まで」とありますのを「午前 9 時から午前 12 時、午後 2 時から午後 5 時」にそれぞれ実態に添うように改めるものです。なお、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなります。以上です。

○議長 次に、議案第 12 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書 35 ページをお願いをいたします。議案第 12 号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について説明します。

本案件の主な改正内容は 3 点ございまして、36 ページからの新旧対照表をご覧ください。

先ず 1 つ目は、第 4 条にありますように、「平成 30 年度から平成 32 年度までの」3 年間の第 7 期保険料を新たに定めるもので、2 点目としては、介護保険法施行規則の一部改正による国の基準変更に伴う所得段階の変更で、介護保険料の所得段階設定について、国の基準所得金額が変更されたことに伴い、町の所得段階設定を国の基準に合わせて変更をするものです。

そして、3 つ目は、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、介護保険条例中の過料の規定について、

対象者を拡大する変更で、38ページをお願いいたします。38ページの第14条で、「第1号被保険者」とありますのを「被保険者」に改め、対象者を「被保険者本人と第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者」から第2号被保険者を含む被保険者全体に拡大をするものであります。

なお、保険料の改定等につきましては、お手元にお配りをしています参考資料によりご説明をいたします。お手元に緑色の一枚物の参考資料があろうと思っておりますのでそちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。この参考資料、左側半分がこれまでの第6期分、そして右側が平成30年からの第7期分ということになっております。なお、保険料の改定等につきましてはそれでは、参考資料の最上段をご覧をいただきたいと思っております。

これまで3年間の第6期保険料の基準額は、月額で5,400円でしたが、その右にありますようにこれから3年間の介護サービスの量などを勘案して、平成30年度から32年度までの第7期の保険料の基準額を5,650円に改訂をするところであります。これにより月額で250円の増で、4.6%の引き上げとなります。表では、この第5段階の部分が標準段階ということになっておりまして、第1段階から第9段階まで、第5段階のこの基準額にそれぞれの調整率をかけた年額を掲載しておるところでございます。

また、今回の国の基準の変更によりまして、保険料の所得段階の合計所得額が変更され、第7段階の対象者を「町民税課税 合計所得120万円以上190万円未満の方」から、これを「町民税課税合計所得120万円以上200万円未満の方」に、第8段階におきましては対象者を「190万円以上290万円未満の方」から「200万円以上300万円未満の方」に、そして、第9段階の対象者につきましては「290万円以上の方」から「300万円以上の方」にそれぞれ変更となります。

そして議案書38ページにお戻り下さい。附則第1条は施行期日でありまして、

この条例は平成30年4月1日から施行することとなります。また、附則第2条は経過措置でありまして、改正後の阿武町介護保険条例第4条、保険料率の規定であります。平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による旨の規定であります。以上で説明を終わります。

○議長 次に、議案第13号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の39ページをお願いします。議案第13号、阿武町地域包括支援センターの人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。

これは、介護保険法施行規則の改正により、センター職員である主任介護支援専門員の定義規定の改正が行われたことに伴う条例改正です。

介護保険法施行規則の主任介護支援専門員の定義規定は、昨年、主任介護支援専門員に更新制が導入された際に一度改正をされましたが、その定義の規定ぶりが不明確であったとして、再度改正されましたので、これに従い条例中の主任介護支援専門員の定義規定を改正をするものであります。

それでは、新旧対照表で説明をいたしますので41、42ページをお願いします。41ページ第3条、人員配置基準の改正ですが、現行では、「更新研修を受講する時期が不明確」であったり、「更新研修を修了しなければ主任介護支援専門員の要件を満たさないかのように読める」といった問題があり、これを解決するため、下線部分のように条例の表記を改正をするものであります。

そして、附則であります。第1項は施行期日で、この条例は、公布の日から施行することとなります。附則第2項は経過措置で、経過措置の対象となる者の内容を、省令の規定の引用により定めるための規定であります。以上です。

○議長 次に、議案第 14 号、阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 43 ページをお願いします。議案第 14 号、阿武町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について説明します。

これは、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」第 6 条の規定による「介護保険法」の改正により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を市町村が条例で定めることとされたことに伴う条例の新規制定であります。

指定居宅介護支援事業者の指定につきましては、現在、県条例の規定に基づき県が行っておりますが、平成 30 年 4 月 1 日からは、町が行うこととなりますので、国基準及び県条例の規定をもとに、新たに条例を定めるものであります。

まず、「目次」であります。この条例は、全 4 章、全 14 条で構成しております。第 1 章は「総則」です。第 1 条は趣旨で、「この条例は、介護保険法の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める」旨の規定であります。

第 2 条は指定居宅介護支援事業者の指定で、「指定居宅介護支援事業者の指定」を受けることができる者は、法人である者とする旨の規定です。

第 2 章は「指定居宅介護支援に関する基準」です。

第 3 条は一般原則で、「指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行わなければならない」等の一般原則の規定です。

第 4 条は従業者で、「指定居宅介護支援事業者は、当該事業所ごとに、規則で定める員数の常勤の介護支援専門員を置かなければならない」旨の規定です。

第 5 条は管理者で、「指定居宅介護支援事業者は、当該事業所ごとに、規則

で定める常勤の管理者を置かなければならない」旨の規定です。

第 6 条は設備等で、「事業所には、必要な設備及び備品を備えなければならない」旨の規定です。

第 7 条は重要事項の説明等で、「事業者は、あらかじめ、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得なければならない」旨の規定です。

第 8 条は提供拒否の禁止で、「事業者は、正当な理由なく、支援の提供を拒んではならない」旨の規定です。

次のページをお願いします。第 9 条は清潔の保持等で、「事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない」旨の規定です。

第 10 条は秘密を守る義務で、いわゆる守秘義務の規定です。

第 11 条は苦情の処理、第 12 条は事故発生時の対応で、それぞれ「適切かつ迅速に、必要な措置を講じ、その内容等を記録しなければならない」旨の規定です。

第 3 章は「基準該当居宅介護支援に関する基準」です。第 13 条は準用で、「第 3 条から第 12 条までの、指定居宅介護支援に関する基準の規定は、法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する基準該当居宅介護支援の事業について準用する」旨の規定です。

第 4 章は「雑則」です。第 14 条は規則への委任で、「この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の運営に関する必要な基準は、規則で定める」旨の規定であります。

そして、附則ですが、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとなります。以上で説明を終わります。

日程第 18 議案第 15 号から日程第 25 議案第 22 号

○議長 日程第 18、議案第 15 号から日程第 25、議案第 22 号までを一括議題とします。

まず、議案第 15 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第 5 回）について、説明を求めます。副町長。

○副町長 それでは 46 ページをお願いいたします。議案第 15 号、平成 29 年度阿武町一般会計補正予算（第 5 回）について、ご説明いたします。今回の補正額は、4,547 万 1,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を 28 億 8,592 万 7,000 円とするものです。

なお、歳入歳出予算補正及び地方債補正、及び繰越明許費につきましては、別冊補正予算書の第 1 表、第 2 表及び第 3 表のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。最初は 21 ページ、歳出からお願いします。2 款、総務費から、副町長。

（副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。）

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、まち・ひと・しごと創生特別事業費について説明する。）

○議長 続いて、住民課長。

（住民課長、固定資産評価費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長、阿武町議会議員選挙費、衆議院議員選挙費について説明する。）

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。）

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業委員会費、農業政策費、畜産業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、多面的機能支払交付金事業費、農地集積・集約化対策事業費、林業管理費、林業センター費、水産業政策費、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、観光費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、過疎対策道路事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、(小)学校管理費、(小)教育振興費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、(中)外国青年英語指導事業費、保健体育総務費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。11ペー

ジ、町税から、副町長。

○副町長 それでは 11 ページをお願いいたします。

(副町長、歳入補正、地方債補正、及び繰越明許費の概要について説明する。)

○議長 ここで、昼食のため休憩します。午後は 1 時から再開します。

休 憩 11 時 58 分

再 開 13 時 00 分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 先ほどの説明の中で、議案第 5 号、阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する条例のなかで、課長より補足説明がしたいとの申し出ありますのでこれを許可します。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長 先ほどの条文の説明で、抜かりがございましたので再度、補足説明をさせていただきたいと思っております。

議案書の 19 ページをお願いいたします。議案第 5 号、阿武町暮らし支援センターの設置及び管理に関する条例について、をご説明いたします。本条例は、移住定住及び地域住民の交流を図り、地域活性化に資するための阿武町暮らし支援センターの設置に係る条例の新規制定であります。

まず、第 1 条の目的ですが、この条例で施設の設置及び管理について定めることとし、次に、第 2 条で移住定住及び地域住民の交流を図り、地域活性化に資するための支援センターを設置することを目的として、定めております。

次に第 3 条は名称及び位置ですが、名称は「阿武町暮らし支援センター」、位置は、阿武町大字奈古 2700 番 1 でありまして、以前薬局だった建物を東京在住の家主から当初賃借して、まち・ひと・しごと創生特別事業で修繕や DIY を進めたところでございますが、今回、阿武町暮らし支援センターに利用する目的

で購入したところでございます。

次に第 4 条は支援センターの業務を定めておまして、(1) 移住及び定住の促進に関する事として、住まいやしごとの総合相談窓口や情報発信の機能、(2) 地域住民及び町外の人との交流促進に関する事として、まずは地元の方に気軽に立ち寄っていただきたいと思いますが、そうした場所に町外の方が訪れることにより、日常の阿武町を知る、また関係人口のステップを踏んで行くことを期待するところでございます。

次に第 5 条は管理運営について定めておりますが、当面は、町の直営で管理を行い、支援センターは常に良好な状態に於いて管理し、これを効果的に運用していくところでございますが、2 項に於いて公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときは、条例の定めるところにより法人その他の団体であつて当該地方公共団体が指定する者に、当該公の施設の管理を行わせることができる、所謂指定管理の規定を設けたところでございます。附則としまして施行日を平成 30 年 4 月 1 日としております。以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、議案第 5 号の補足説明については終わります。

○議長 それでは次に、議案第 16 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 47 ページをお願いします。議案第 16 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 4 回）について説明します。今回の補正は予算の総額から 2,206 万 3,000 円を減額し、予算の総額を 7 億 2,931 万 1,000 円とするものです。

（民生課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長 次に、議案第 17 号、平成 29 年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第 3 回）について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の48ページをお願いします。議案第17号、平成29年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第3回)について、説明します。今回の補正は、予算の総額からそれぞれ15万8,000円を減額し、予算の総額を6,254万3,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第18号、平成29年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の49ページをお願いします。議案第18号、平成29年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から776万9,000円を減額し、予算の総額を7,475万7,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第19号、平成29年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算(第4回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の50ページをお願いします。議案第19号、平成29年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から4,094万1,000円を減額し、予算の総額を6億4,673万8,000円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第20号、平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の51ページをお願いします。議案第20号、平成29年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第3回)について説明いたします。今回の補正は、予算総額に158万4,000円を追加し、予算総額を5,448万3,000円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 21 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 52 ページをお願いいたします。議案第 21 号、平成 29 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について説明します。今回の補正は、予算総額に 2,065 万円を追加し、予算総額を 1 億 337 万 5,000 円とするものです。なお、歳入歳出、予算補正及び繰越明許費につきましては別冊補正予算書の第 1 表、第 2 表のとおりです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 22 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第 22 号、平成 29 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 回)について説明いたします。今回の補正は、繰越明許費をお願いするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、補正予算の説明を終わります。

日程第 26 議案第 23 号から日程第 33 議案第 30 号

○議長 日程第 26、議案第 23 号から日程第 33、議案第 30 号までを一括議題とします。

○議長 先ず、議案第 23 号、平成 30 年度阿武町一般会計予算について、説明を求めます。副町長。

○副町長 議案第 23 号、平成 30 年度阿武町一般会計予算についてご説明します。まず第 1 条は、平成 30 年度阿武町一般会計予算の総額を、27 億 2,300 万円と

定めるものです。また第 2 項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第 1 表、歳入歳出予算のとおりとするものです。また、第 2 条は地方債の目的や限度額、起債の方法、率及び償還の方法を定めるもので、第 2 表地方債の通りです。

第 3 条は、一時借入金の最高限度額を 5 億円と定めるものです。また第 4 条は、歳出予算の各項の金額の流用について、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費についてのみ同一款内での流用ができる旨を定めるものであります。なお、この後の説明にあたりましては参考までに前年対比の額も読み上げますが、昨年度の当初予算が骨格予算であったため、費目に於いては昨年度と比べて、大きな差が出ている予算もありますので予めご了承をお願いします。以上で終わります。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。43 ページ、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費、文書広報費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、防災行政無線費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、まち・ひと・しごと創生特別事業費、山口ゆめ花博推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、選挙管理委員会事務局長。

(選挙管理委員会事務局長、選挙管理委員会費、選挙啓発費について説明する。)

○議長 続いて、まちづくり推進課長。

(まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休 憩 14時04分

再 開 14時15分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行します。

○議長 引き続き説明をお願いします。経済課長。

(経済課長、労働諸費、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、農村災害対策整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、多面的機能支払交付金事業費、阿武町西台放牧場管理費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農地耕作条件改善事業費、農業競争力強化基盤整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費、農地集積・集約化対策事業費、土地改良施設適正化事業、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港建設費、漁港単独改良事業について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、(小)教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 15時07分

再 開 15時18分

○議長 休憩を閉じて、会議を続行いたします。

○議長 引き続き説明をお願いします。施設課長。

(施設課長、農林水産施設災害復旧費、単独災害復旧事業費、単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、副町長。

(副町長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。13ページ、1款、町税から。副町長。

(副町長、歳入について説明する。)

○副町長 引き続き、5ページをお願いします。5ページであります。第2表地方債ですが、定住奨励金、町営バスやコミュニティワゴン、みどり保育園の外国青年保育助手の招致、各種過疎対策の漁港施設、道路、定住促進住宅及び消防施設整備事業の他、臨時財政対策債の発効限度額を記載の通りとするものであります。

以上で歳入の説明を終わります。なお、平成30年度当初予算につきましては、この予算書のほかに、別冊で、当初予算の概要をお配りしておりますが、この中に予算編成方針なり予算の概要、また、主要施策事業等を記載しておりますので、ご参照ください。以上で終わります。

○議長 次に、議案第24号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の55ページをお願いします。議案第24号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算について説明します。歳入歳出の予算総額は、6億6,415万7,000円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第25号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の56ページをお願いします。議案第25号、平成30年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6,890万円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、本日の会議時間は議事の都合により予め延長します。

○議長 次に、議案第26号、平成30年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予

算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 57 ページをお願いします。議案第 26 号、平成 30 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、8,336 万 3,000 円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 27 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 議案書の 58 ページをお願いします。議案第 27 号、平成 30 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6 億 4,890 万円とします。第 2 条は予算の流用でありまして、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるというものであります。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 28 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 59 ページをお願いいたします。議案第 28 号、平成 30 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,946 万円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 29 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 60 ページをお願いいたします。議案第 29 号、平成 30 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、7,217 万 8,000 円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 次に、議案第 30 号、平成 30 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案書の 61 ページをお願いいたします。議案第 30 号、平成 30 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,344 万 8,000 円といたします。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で議案説明を終わります。

日程第 34 委員会付託

○議長 日程第 34、委員会付託を行います。

お諮りします。ただ今議題となっております、議案第 1 号から議案第 30 号までの 30 件については、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号から議案第 30 号までの 30 件につきましては、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 16 時 23 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 清 水 教 昭

阿武町議会議員 中 野 祥 太 郎